

申し入れに対する回答の書面

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

理事長 増田 悦子様

令和2年11月16日にお送り頂きました「申入書」につきまして、下記のとおり回答申し上げます。
また、今回の申入書に関して回答が遅くなり大変申し訳ございません。

記

第1 販売終了について

1. 現在の状態としまして、該当商品の販売を終了している状態でございます。こちらは新規顧客並びに既存顧客を含め一切の販売を終了しており、サイトに関しましても令和3年1月31日を以て全面的にクローズとしております。
2. 経緯としまして、令和2年11月16日付で本件申入書をお受けした際、弊社としましても一般顧客への優良提供を鑑み、改めて本質ではないと判断し、該当商品の全個数の処分並びに販売終了とさせて頂きました。
3. 今回の件に関しまして、事業利益を優先し、消費者の皆様へ優良誤認を与えてしまいましたこと、心よりお詫び申し上げます。

以上

大阪市中央区南船場3-1-7 日宝東心斎橋ビル 3階
株式会社 オンリーワン
代表取締役 江田 直人



令和3年6月28日

株式会社 オンリーワン
代表取締役 江田 直人 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田悦子



ご 連 絡

本協会は、貴社の販売サイトの広告画面および利用規約について、景品表示法第30条第1項第2号に該当する不当な表示が見られること、また、消費者契約法10条により無効となる不当な表示があることから、令和2年11月16日付け「申入書」にて、不当な表示および条項の利用を直ちに停止することを申入れました。

ところが、貴社から未だ書面によるご回答をいただいております。書面によるご回答を令和3年7月8日までにご送付いただけますようお願いいたします。

また、すでに広告表示等を改善されている場合は、改善された広告のURL等を教えてください。

なお、本書面ならびに貴社からのご回答の有無その内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

本件連絡先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5
グランドメゾン日本橋堀留町101
公益社団法人全国消費生活相談員協会
消費者団体訴訟室
TEL：03-5614-0543
FAX：03-5614-0743